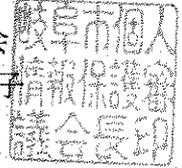


岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年2月15日付け岐阜市福障第1272号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（以下「県医療福祉連携推進課」という。）は、県内の在宅で暮らす障がい児者等（以下「在宅障がい児者等」という。）及びその介護者の実態を把握するとともに、これらの者から求められるサービスに関する介護者の意識等を調査し、各種支援施策の充実を図ることを目的として在宅障がい児者等に対し、在宅障がい児者等調査（以下「調査」という。）を実施する。調査の実施に当たり調査対象者を抽出するため、県医療福祉連携推進課より、本市在住の身体障害者手帳所持者に係る情報の提供依頼があったため、条例第10条第2項第6号の規定により、福祉事務所障がい福祉課が保有する当該情報を県医療福祉連携推進課に提供する。

なお、当該調査の結果については、県医療福祉連携推進課から岐阜大学障がい児者医療学寄附講座に提供され、障害児者医療の学術研究の目的のために利用される。

(2) 対象者

平成31年4月1日時点で、本市において次のアからウまでのいずれかに該当する在宅障がい児者等

ア 7歳未満で、身体障害者手帳1級から7級までのいずれかを所持する者（ただし、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の者を除く。）

イ 7歳以上20歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（ただし、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の者を除く。）

ウ 20歳以上で、身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由のうち体幹・下肢・移動機能）を所持する者

(3) 提供する個人情報

対象者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢並びに身体障害者手帳の等級及び障がい名

2 意見

対象者の電話番号以外の保有個人情報の提供については適当なものと認める。